

奥州市 6 次産業化推進計画

令和 3 年 3 月

(令和 5 年 3 月改定)

奥州市 6 次産業化・地産地消推進協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画策定の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の中間見直し

第2章 奥州市の農畜産物の生産の状況

- 1 奥州市の農畜産物の生産の状況

第3章 6次産業化の現状と課題

- 1 6次産業化支援の現状と課題
- 2 人材の発掘・育成の現状と課題
- 3 農畜産物の加工等に取り組む者への環境支援の現状と課題
- 4 6次産業化による新商品開発の現状と課題
- 5 総合化事業計画の現状と課題

第4章 基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 施策の体系
- 3 目標項目と目標値

第5章 具体的な取り組み

- 1 6次産業化支援に関する取り組み
- 2 人材の発掘・育成における取り組み
- 3 農畜産物の加工者等への支援の取り組み
- 4 新商品やサービス開発を支援する取り組み
- 5 総合化事業計画等の認定の促進に対する取り組み

第6章 計画の推進

- 1 推進体制
- 2 計画の見直し

資料編

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 奥州市の農業をとりまく状況

奥州市は、岩手県の内陸南部に位置し、総面積は993.3平方キロメートルと広大で、田が17.2%、畑が4.4%、宅地が3.9%と農地の利用割合が多く、稲作を中心とした畜産、果樹、野菜、花きなどの複合型農業により、県内屈指の農業地帯となっています。耕地も19,800ヘクタールと県内1位の面積を有していますが、その一方で、農業後継者の不在や労働力の不足などにより、耕作放棄地も年々拡大しています。

農業従事者の減少や高齢化は、地域農業の大きな課題となっていますが、経営拡大に意欲的な担い手や、新規就農者も存在しています。今後このような担い手が、地域の中心となって生産性の高い農業を実践していくためには、農村部だけでなく、奥州市民全体が農業に対する理解と関心を深め、食と農を通じて地域を活性化していく必要があります。

(2) 6次産業化の背景

6次産業化とは、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組み（「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」といいます。）の前文より）のことをいい、それによって農林水産物を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとする動きのことです。

近年では、農林水産物の販売価格の低迷や生産資材の価格高騰により収益確保が難しくなっており、さらに農業者の高齢化、後継者や担い手の不足など農業を取り巻く環境は、今後一層厳しくなることが予想される中、各地で6次産業化の取組みが進んでいます。

このような中、国は平成22年12月に「六次産業化・地産地消法」を制定し、地域における推進体制として、関係機関により構成される市町村6次産業化・地産地消協議会（以下「協議会」といいます。）の設置と市町村の6次産業化等に関する戦略を策定し、地域ぐるみの6次産業化の取組の推進が求められています。

(3) 農業振興及び地域6次産業化の推進に関する提言

令和元年の12月奥州市議会において、「農業振興及び地域6次産業化の推進に関する提言書」提出が決議されました。

奥州市では、これまでも「奥州市地域6次産業化ビジョン（計画期間：平成26年度～平成28年度）」及び「第2次奥州市地域6次産業化ビジョン（計画期間：平成29年度～平成31年度）」を策定し、農業の発展が他産業の発展にもつながるという地域経済循環を基本として、地域一体的な地域振興・産業振興に取り組んできました。

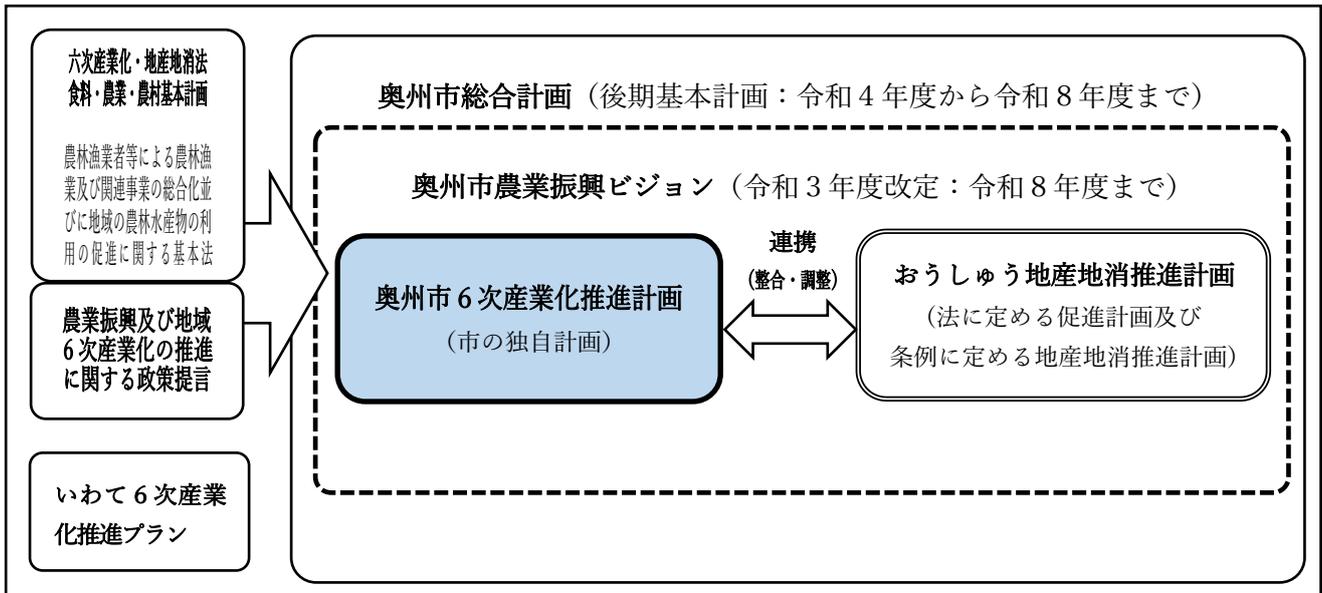
提言において、現行ビジョンの次期計画に位置付け、施策展開において「市産農畜産物の高付加価値化による農家所得の向上を目指す」とする基本的姿勢へ立ち返り、その施策の実効性を高めることが求められています。

2 計画の位置づけ

この計画は、国の定める六次産業化・地産地消法により、関係機関により構成される6次産業化・地産地消推進協議会の設置・活用や地域の市町村の6次産業化戦略の策定を促進することとしていることから、6次産業化を地域ぐるみで総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、当市で策定されている主な計画等との関連については、以下の図に示します。

岩手県では、「いわて6次産業化推進プラン」（対象期間は、令和元年度から令和4年度まで）を策定しています。



3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とし、令和4年度に中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

4 計画の中間見直し

この計画の中間評価年度である令和4年度に、見直しを行いました。

中間見直しにあたっては、「奥州市総合計画」（平成29年度から令和8年度まで）、「奥州市農業振興ビジョン」（令和元年度から令和8年度まで）の期間と合わせて、この計画の終期を令和8年度に変更しました。

令和4年度から、国は6次産業化を発展させて、農林水産物や農林水産業に関わる多様な主体が多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組として、「農山漁村発イノベーション」を推進することとなりました。

第2章 奥州市の農畜産物の生産の状況

1 奥州市の農畜産物の生産の状況

(1) 米穀

米は、主食用米の需要が減少するなかでも、県内の主産地として、県内1位の収穫量を誇り、主力品種の「ひとめぼれ」が日本穀物検定協会の全国食味ランキング「特A」評価を23回獲得するなど、高品質な米の生産を行っており、さらに2017年にデビューした新品种「金色の風」の主産地となっています。

また、基盤整備後の圃場では土地利用型転作作物として大豆の生産が拡大し、2018年の作付面積は1,470haと県内1位の作付面積です。

(2) 園芸

野菜ではピーマンの生産が拡大し、県内第1位の産地（H30）となっていますが、露地栽培が主体であること、安定した灌水が困難なことから収量が安定しない状況にあります。

そのほかに、トマト、きゅうり等が生産されていますが、野菜全体の産出額はやや減少している状況です。

また、当市では、古くからりんごが栽培され、特に江刺地域では全国に先駆けて技術を確立したわい化栽培のもと、「江刺りんご」は、ふじ、ジョナゴールド、つがるなどの品種を中心に、市場でも高い評価を受け、全国に知られるブランドになっています。

菌茸類は椎茸が主に生産されていますが、生産者が減少していることから、産出額は減少しています。

(3) 畜産

繁殖牛は、飼養頭数が2008年の7,019頭から2020年の4,835頭に減少しています。同年の飼養農家数が1,404戸から623戸に半減した一方、一戸当たりの飼養頭数は、5頭から10頭に拡大しました。

前沢牛、いわて奥州牛、江刺牛の3つの和牛ブランドが存在し、特に前沢牛は全国枝肉共励会などの全国的な品評会で日本一を12回受賞するなど、全国トップクラスのブランド力を有しています。

しかしながら、高齢化、後継者不足、近年の子牛価格高騰による肥育経営環境の悪化を背景に、出荷頭数は2008年の3,433頭から2020年の1,908頭に減少しています。

また、江刺梁川地区を中心にめん羊の飼育も始まっており、観光等を含めた新たな産業として期待されています。

【図表1】市内の主な農産物の生産額

単位：千万円

品目	平成30年			令和2年			主な作物
	市農業 産出額	県農業 産出額	県内 シェア	市農業 産出額	県農業 産出額	県内 シェア	
米	1,191	5,820	20.5%	1,165	5,660	20.6%	
豆類	27	80	33.8%	39	110	35.5%	大豆
いも類	8	40	20.0%	19	60	31.7%	じゃがいも
野菜	261	3,030	8.6%	217	2,920	7.4%	ピーマン、トマト等
果実	164	1,260	13.0%	170	1,420	12.0%	りんご
肉用牛	404	2,840	14.2%	350	2,590	13.5%	
乳用牛	60	2,700	2.2%	49	2,640	1.9%	
豚	71	2,820	2.5%	60	3,140	1.9%	
鶏	97	7,610	1.3%	141	7,810	1.8%	

◇資料：市農業産出額…平成30年、令和2年市町村別農業産出額（推計）
 県農業産出額…平成30年、令和2年生産農業所得統計

第3章 6次産業化の現状と課題

1 6次産業化支援の現状と課題

【現状】

市では、平成25年度より6次産業化推進事業補助金において、6次産業化に取り組む生産者等に対して、その事業にかかる費用の1/2を補助率として最大500千円を交付しています。令和3年度までの交付件数は合計23件、補助額は4,578千円となっており、商品開発や販路拡大の取り組みに対して支援しています。

令和4年度から、国は6次産業化を発展させて、農林水産物や農林水産業に関わる多様な主体が多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組として、「農山漁村発イノベーション」を推進することとなりました。

【課題】

- ・全国的にも成功事例が少なく、事業化までに越えるべきハードルが多い。
- ・取り組む者は相当の覚悟が必要である。

2 人材の発掘・育成の現状と課題

【現状】

市は、岩手県食のプロフェッショナルチームアドバイザーへ指導業務を委託しており、年間3回以上のセミナーや必要に応じて個別相談会を実施しています。令和元年度の実績としては、6次産業化に関するセミナーを3回、実践販売会を3回開催し、個別相談を15件受けています。周知は、産直施設、特定農業団体、過去に6次産業化に関して相談を受けた者等へ直接ダイレクトメールにて案内しているほか、市のホームページへの掲載や新聞社等への掲載依頼等で募集を図っています。

令和3年度までにセミナーを14回、実践販売会を5回開催し、個別相談を73件受けました。

【課題】

- ・6次産業化に取り組みたいという相談はあるが、明確な事業計画が出来ている事例が少ない。
- ・事業化までに至らない事例が多い。

3 農畜産物の加工等に取り組む者への環境支援の現状と課題

【現状】

6次産業化への取り組みの入り口として気軽に利用できる公共的な加工施設の整備の要望があります。現状では、市全体としての加工施設整備への要望等を取りまとめておらず、施設規模や必要な機械等が不明であり、JA等の関係機関との話し合いは進んでいない状況です。

また、食品加工施設については、年間を通しての稼働が課題であることから、市やJAにおいて公共的な加工施設を新たな設置は考えておりません。事業者のリスク軽減のためにも、市内外の食品加工が可能な事業者の情報提供を行い、委託加工による商品開発を推奨しています。

【課題】

- ・全国的にも成功事例が少なく、事業化までに越えるべきハードルが多い。(再掲)
- ・取り組む者は相当の覚悟が必要である。(再掲)
- ・規格外野菜の活用を目的とした食品加工等、小規模な取り組みが多い。
- ・新たな雇用の創出には至っていない。

4 6次産業化による新商品開発の現状と課題

【現状】

6次産業化による新商品の開発を推進することは、生産者の所得向上が図られるとともに、加工業等の関連機関と連携が波及することにより、新たな雇用が創出されることが考えられます。しかしながら、上記の市の支援事業での新商品の開発は増加しておらず、新たな雇用の創出は進んでいない状況です。

令和3年度までの商品開発に対する支援事業は8件、うち令和4年度現在も販売中の商品は7件です。

【課題】

- ・全国的にも成功事例が少なく、事業化までに越えるべきハードルが多い。(再掲)
- ・取り組む者は相当の覚悟が必要である。(再掲)
- ・規格外野菜の活用を目的とした食品加工等、小規模な取り組みが多い。(再掲)
- ・新たな雇用の創出には至っていない。(再掲)

5 総合化事業計画の現状と課題

【現状】

農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化とは、単独または共同の事業として農林水産物等の生産及びその加工または販売を一体的に行う事業活動であって、農林水産物等の価値を高め、またはその新たな価値を生み出すことを目指したものをいいます。この取り組みをする際に、総合化事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けると、農業改良資金融通法等の特例、農地法の特例、野菜生産出荷安定法の特例等の支援措置を受けることができます。

全国でこの総合化事業計画の認定を受けている農林漁業者は2,571件、東北地方で377件、岩手県では52件となっています。市での認定件数は平成26年を最後として合計3件となっています。

農業経営者が活用できる国や県の事業があります。

【課題】

- ・農業経営者が活用できる国や県の事業の情報提供が必要である。

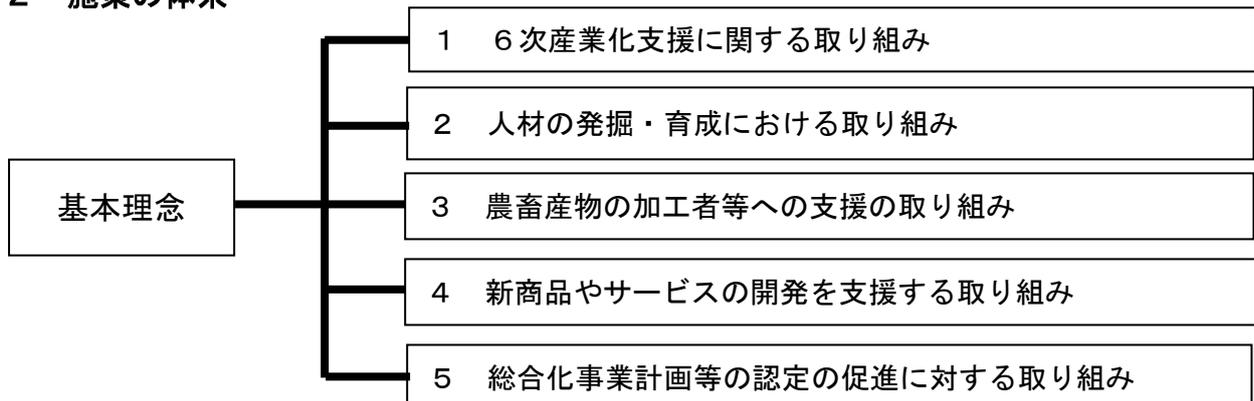
第4章 基本的な考え方

1 基本理念

奥州市の地域資源の高付加価値化の推進

農林業者が主体となって行った従来の6次産業化を発展させ、地域資源を活用し、市内外の多様な事業主体が行う、新商品開発や高付加価値化への取り組みを支援しながら、奥州市における所得と雇用機会の確保を図り、地域活性化を目指します。

2 施策の体系



3 目標項目と目標値

推進計画における目標項目及び目標値を次のとおり設定します。

No.	目標項目	現状値 (令和元年)	中間評価 目標値 (令和3年)	中間評価 実績値 (令和3年)	目標値 (令和8年)
1	市の商品開発等の支援による 6次産業化件数	延べ6件	延べ7件	延べ8件	延べ9件
2	6次産業化セミナー開催数	年間3回	年間4回	年間4回	年間4回
	個別相談件数	年間19件	—	年間11件	年間20件
3	南いわて食産業クラスター 形成ネットワーク登録者数	—	—	77	100
4	総合化事業計画及び農商工等 連携事業計画の認定数	延べ3件	延べ4件	延べ3件	延べ5件

No. 1…奥州市総合計画の成果指標「市の商品開発等の支援による6次産業化件数」を目標値とした。

No. 2…6次産業化推進事業指導業務の年間のセミナー開催数と個別相談の件数を目標値とした。

No. 3…南いわて食産業クラスター形成ネットワーク事務局が作成する「会員名簿」の(2021.12.2現在)を令和3年実績値とし、4年間で23者を増やし目標値とした。

No. 4…2年に1件計画認定されることを目標値とした。

第5章 具体的な取り組み

1 6次産業化支援に関する取り組み

6次産業化へ取り組むものへの支援策として、今まで実施してきました6次産業化に対する補助金を引続き交付することにより、事業参入をしやすい環境を整えていきます。また、単年度のみ補助事業の対象とせず、複数年にわたり補助の対象とするように長期的視野に立つ補助事業として支援します。さらに大規模な事業の場合は、国や県の補助金にもつなげる支援をします。

<関連するSDGsのゴール>



方針	取り組み例
農畜産物の高付加価値化	6次産業化に対する補助金等による支援
	複数年にわたり補助事業対象者を支援
	商談会等へ積極的に参加することを支援

2 人材の発掘・育成における取り組み

引き続き6次産業化推進業務を実施し、アドバイザーによる専門的でより興味を引くようなセミナーを開催するとともに、取り組む可能性のある者に対してこちらから現地に赴いて相談を受ける等積極的に取り組みます。特に、若者や女性等の新規取組者を発掘・育成することを重点に取り組みます。また、6次産業に関して相談等があったことを、関係機関で連携して情報を共有し、協力して支援に取り組みます。

<関連するSDGsのゴール>



方針	取り組み例
6次産業化の新規取組者の増加	周知先の拡大と方法の見直し
	魅力あるセミナー等の開催
	関係機関で相談者等の情報共有

3 農畜産物の加工者等への支援の取り組み

加工等に取り組もうとする者に対して、随時相談を受け付けて、内容に沿って加工業者を紹介したりする等の支援体制を充実します。また、試作品の製作等については、上記の6次産業化に対する補助金の対象となるので、周知の徹底を図ります。

また、市内の障がい福祉サービスを実施している事業者と加工施設の整備について、農福連携等の事業を活用して取り組んでいけるかどうか話し合いを進めます。その他、既存の加工施設を活用できるかどうか、関係機関と協議を進めます。

<関連するSDGsのゴール>



方針	取り組み例
加工等へ取り組む者への支援の充実	加工等取組者への支援体制の充実
	6次産業化に対する補助金等による支援（再掲）
	関係機関との協議を実施

4 新商品やサービスの開発を支援する取り組み

従来の6次産業化では、新商品を開発することにより、生産者は農畜産物の生産量の増加が見込まれることから、その分の必要な労働力が求められ、雇用の創出が見込まれます。そこで、協議会等の関係機関、市内高等学校、アドバイザー等と連携しながら、新商品開発における問題点等を整理して、市の主要農畜産物である牛肉、りんご、ピーマン等を軸に6次産業化による新商品の開発に取り組む者に対して効果的に助言していきます。令和4年度からは、多様な事業主体が行う6次産業化に対する補助金を活用した商品やサービス開発の支援をします。

産学官金の連携によって、食を核とした産業クラスターの形成を目指し、地域の農産物、人材、技術その他の資源を有機的に結びつけ、新たな商品やサービスの創出などを促進することを目的に設立された、「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」を紹介します。

<関連するSDGsのゴール>



方針	取り組み例
新商品やサービス開発の取り組みの増加	6次産業化に対する補助金等による支援（再掲）
	南いわて食産業クラスター形成ネットワークの紹介

5 総合化事業計画等の認定の促進に対する取り組み

総合化事業計画等の制度を周知することにより、生産者等のメリットを理解していただきます。計画の認定を受けることにより、国や県の支援や融資を受ける際のメリットとなります。

<関連するSDGsのゴール>



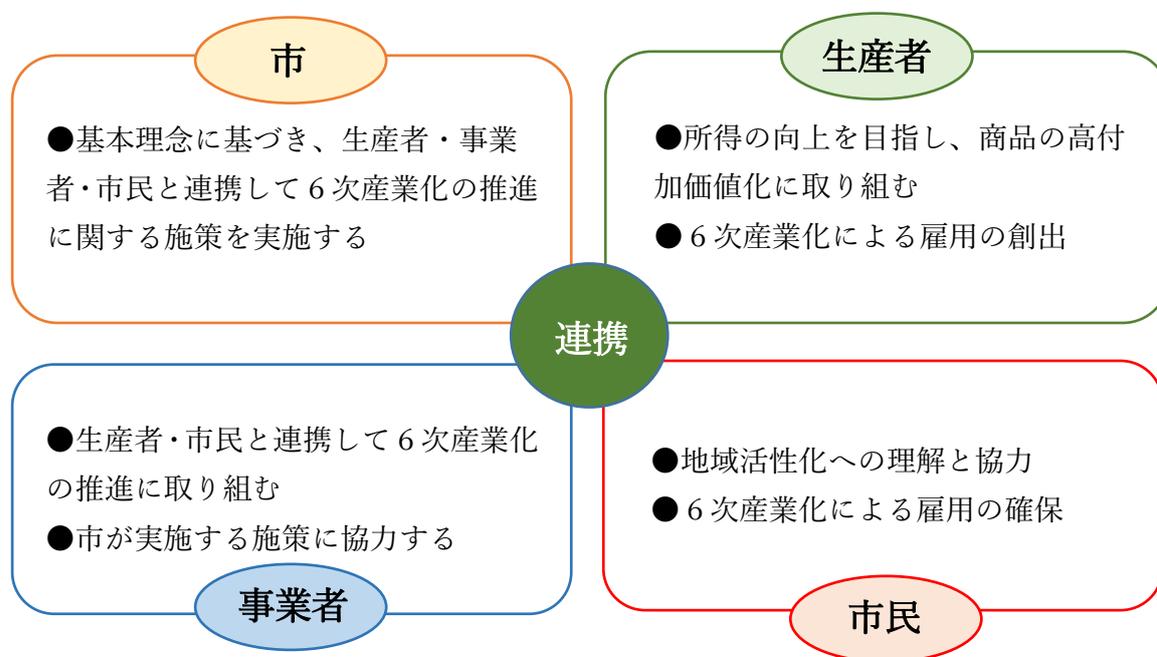
方針	取り組み例
総合化事業計画等の周知の推進	広報やSNSを利用し生産者等への周知
	総合化事業計画等の認定に向けた支援

第6章 計画の推進

1 推進体制

(1) 市・生産者・事業者・市民の役割

地産地消を推進するにあたって、市・生産者・事業者・市民それぞれの役割は、次のとおりとします。



(2) 推進体制

市では、地域資源を活用した6次産業化、地産地消、農商工連携等の事業活動を促進し、農林畜産業及び商工業を支援する関係機関及び団体が連携し、魅力ある商品及びサービスの開発、販売等の事業活動への円滑な支援を図ることを目的として、市・生産者・農林業団体・商工業団体等で組織される「奥州市6次産業化・地産地消推進協議会」（以下、「協議会」という。）を令和2年6月に設立し、計画の策定、見直し及び進捗管理を行います。

また、協議会内には事業に応じてワーキンググループを設置し、具体的な取り組みを推進します。

2 計画の見直し

計画を見直す際には、「PDCAマネジメントサイクル」の手法により、当初計画の目標や事業推進における問題点、事業の有効性を確認し、「奥州市総合計画」及び「おうしゅう地産地消推進計画」と整合性を図りながら計画の見直しを進めます。

資料編

◇奥州市6次産業化推進計画策定までの経緯

令和3年3月2日	奥州市6次産業化・地産地消推進協議会販売促進部会	奥州市6次産業化推進計画(案)について検討
令和3年3月4日	奥州市6次産業化・地産地消推進協議会6次産業化推進部会	奥州市6次産業化推進計画(案)について協議
令和3年3月5日	奥州市6次産業化・地産地消推進協議会地産地消推進部会	奥州市6次産業化推進計画(案)について検討
令和3年3月12日	市内6次産業化に積極的に取り組む者との意見交換	奥州市6次産業化推進計画(案)について意見聴取
令和3年3月22日	令和2年度農林審議会	奥州市6次産業化推進計画(案)について報告
令和3年3月24日	おうしゅう地産地消推進協議会	奥州市6次産業化推進計画(案)について報告
令和3年3月29日	奥州市6次産業化・地産地消推進協議会	奥州市6次産業化推進計画(案)について協議
令和3年3月30日	奥州市6次産業化推進計画策定	

◇奥州市6次産業化推進計画中間評価書等策定の経緯

令和5年1月11日	奥州市6次産業化・地産地消推進協議会ワーキンググループ会議	奥州市6次産業化推進計画中間評価書(案)及び見直し(案)について協議
令和5年1月27日	奥州市6次産業化・地産地消推進協議会総会	奥州市6次産業化推進計画中間評価書(案)及び見直し(案)について協議
令和5年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・奥州市6次産業化推進計画中間評価書 策定 ・奥州市6次産業化推進計画 改定 	

奥州市6次産業化・地産地消推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、奥州市6次産業化・地産地消推進協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、奥州市の地域資源を活用した6次産業化、地産地消、農商工連携等の事業活動を促進し、農林畜産業及び商工業を支援する関係機関及び団体が連携し、魅力ある商品及びサービスの開発、販売等の事業活動への円滑な支援を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 6次産業化、地産地消、農商工連携等に関する事業の発掘・育成・支援
- (2) 6次産業化、地産地消、農商工連携等の関係機関・団体の連携促進事業
- (3) 6次産業化、地産地消、農商工連携等に関する調査・広報・人材育成等事業
- (4) その他、6次産業化、地産地消、農商工連携等の推進に必要な事業

(構成機関及び団体)

第4条 本会は、次の各号に掲げる機関及び団体等をもって構成し、構成団体の長が指名する役員又は職員による委員が運営する。

- (1) 岩手県
- (2) 奥州市
- (3) 奥州市教育委員会
- (4) 胆江地方産直施設連絡会
- (5) 奥州市認定農業者協議会
- (6) 岩手ふるさと農業協同組合
- (7) 岩手江刺農業協同組合
- (8) 奥州商工会議所
- (9) 前沢商工会
- (10) 一般社団法人奥州市観光物産協会
- (11) 一般社団法人岩手県調理師会水沢調理師会

(委員)

第5条 本会の事業を円滑に行うため、委員を置く。

2 委員は、前条各号に規定する機関及び団体の長が指名する役員又は職員をもって充てる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 監事 2名

2 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 会長は、奥州市農林部長をもって充てる。

4 副会長、監事は、委員の互選により選出する。

5 各々の役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(3) 監事は、会計を監査する。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集し、議長となる。

2 総会は、次の事項について審議し、議決する。

(1) 事業計画及び事業報告に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 事業の推進に関すること。

(4) 規約の改廃に関すること。

(5) 役員を選任に関すること。

(6) その他本会の運営に関し重要な事項

3 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第9条 本会の業務を円滑に進めるため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループ員は、構成団体が推薦する者をもって組織する。なお、会長が必要と認めた場合は、構成団体以外の機関、団体等からワーキンググループ員を求めることができる。

3 ワーキンググループにはワーキンググループ長を置き、ワーキンググループ員の互選により選任する。

4 ワーキンググループの所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 本会の目的を達成するため、具体的な事業の計画及び予算に関する内容を検討すること。

(2) 総会で承認された事業を具現化し、実行すること。

(3) その他本会の事業運営に関し必要な事項。

5 会長が必要と認めたときは、ワーキンググループに、事業運営のコーディネーターを行うアドバイザーを置くことができる。

(費用弁償及び報酬)

第10条 第4条第4号から第11号の構成団体の中で常勤以外の者が総会又はワーキンググループに出席したときは、費用弁償及び報酬を支給することができる。

2 前条第2項なお書きの外部機関、団体等のワーキンググループ員及び同条第5項のアドバイザーがワーキンググループに出席したときは、費用弁償及び報酬を支給することができる。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、奥州市農林部農政課食農連携推進室に置く。

(会計)

第12条 本会の経費は、負担金その他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(解散)

第13条 本会は、第2条に掲げる目的を達成したとき、又は委員の過半数の議決により解散する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和2年6月29日から施行する。

2 令和2年度の会計年度は、第12条第2項の規定にかかわらず、施行の日から令和3年3月31日までとする。

3 この規約の施行前に、食の黄金文化・奥州推進協議会、奥州市農畜産物利用推進協議会及び食の黄金文化・奥州料理コンクール実行委員会が行った事業その他の行為は、本会に承継するものとする。

4 この規約は、令和3年度から施行する。

5 この規約は、令和4年5月27日から施行する。

◇奥州市6次産業化・地産地消推進協議会構成員名簿（令和2年6月29日～令和4年5月26日）

No	所 属	役職等	氏 名	備 考
1	奥州市農林部食農連携推進室	室 長	鈴木 清 浩	【会 長】
2	奥州市農林部農政課	課 長	小 岩 敬 一	
3	奥州市商工観光部商業観光課	課 長	佐々木 紳 了	
4	奥州市健康子ども部健康増進課	課 長	菅 野 克 己	
5	奥州市教育委員会事務局 学校教育課	課 長	佐 藤 利 康	
6	県南広域振興局農政部農政調整課	課 長	村 上 勝 郎	【監 事】
7	県南広域振興局経営企画部産業振興室 観光商業・食産業課	課 長	荒 濱 清 一	
8	奥州農業改良普及センター 地域指導課	課 長	長 谷 川 聡	
9	岩手県立水沢農業高等学校	副 校 長	菊 池 俊 昌	
10	胆江地方産直施設連絡会	副 会 長	紺 野 啓	
11	奥州市認定農業者協議会	副 会 長	鈴 木 茂	
12	岩手ふるさと農業協同組合 営農販売グループ流通販売課	課 長	藤 井 光 浩	【副会長】
13	岩手江刺農業協同組合 営農推進部	部 長	佐 藤 秀 伸	【副会長】
14	奥州商工会議所地域振興課	課 長	佐 藤 明	【監 事】
15	前沢商工会	理 事	福 地 至	
16	奥州市観光物産協会	専務理事	東 隆 司	
17	学校法人協和学院 水沢第一高等学校	副 校 長	藤 沢 美 穂	
18	一般社団法人岩手県調理師会 水沢調理師会	会 長	高 橋 春 夫	

◇奥州市6次産業化・地産地消推進協議会構成員名簿（令和4年5月27日～令和6年5月26日）

No	所 属	役職等	氏 名	備 考
1	奥州市農林部	部 長	佐藤 浩光	【会 長】
2	奥州市商工観光部商業観光課	課 長	門脇 純	
3	奥州市健康こども部健康増進課	参事兼課長	菅野 克己	
4	奥州市教育委員会事務局 学校教育課	課 長	佐藤 克洋	
5	県南広域振興局農政部農政調整課	課 長	三角 正裕	【監 事】
6	県南広域振興局経営企画部産業振興室 観光商業・食産業課	課 長	荒濱 清一	
7	奥州農業改良普及センター 地域指導課	課 長	長谷川 聡	
8	胆江地方産直施設連絡会	副 会 長	紺野 啓	
9	奥州市認定農業者協議会	副 会 長	鈴木 茂	
10	岩手ふるさと農業協同組合 営農販売グループ流通販売課	課 長	藤井 光浩	【副会長】
11	岩手江刺農業協同組合 営農推進部	部 長	千葉 裕之	【副会長】
12	奥州商工会議所地域振興課	課 長	及川 智英	【監 事】
13	前沢商工会	事務局長	千葉 拓夫	
14	奥州市観光物産協会	専務理事兼 事務局長	小岩 敬一	
15	一般社団法人岩手県調理師会 水沢調理師会	会 長	及川 喜久子	

SDGs 解釈一覧及び奥州市版SDGs

【出典】外務省「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」より

SDGs	5 P	概要	トピック	キーワード	奥州市版	アクションの例
1		あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	絶対的貧困の撲滅 相対的貧困の撲滅 社会保障制度による対策の充実 経済、社会、環境に対する統合的なアプローチへの配慮 貧困層やジェンダー ^{※1} への配慮	経済的な困難 経済的差 貧困母子（父子）家庭 社会的包摂 ^{※2}	共に生きる社会の実現を	格付 補助 相談 制度や仕組みの構築 教育、学習 産業（栽培、生産方法、技術支援、産地管理）への支援 助成 商業（販売、取引、広告）への支援 企業への支援、啓蒙 輸送 技術開発支援、新技術、新方式採用支援 コンプライアンス ^{※3} の遵守による環境負荷軽減 コンプライアンスの遵守による雇用環境の改善 健康
2		飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を深め、持続可能な農業を促進する	食糧、小児の死亡率の削減 感染症、伝染病への対応 死亡率削減のための精神保健、福祉 死に至る病の低下 薬物、アルコール、たばこなどの乱用防止 交通事故の削減 有害化学物質、大気、水質、土壌汚染による死亡・後遺の減少	持続可能な食糧生産システム（農業システム） 生態系、生物多様性の維持 フェアトレード ^{※4} による児童労働や労働力の搾取の排除 市民の栄養改善	おいしいと安全を届けよう	医師 農産物 交通（法令遵守、施設設備、技術開発） 環境保全 上下水道整備 維持管理、水質 教育（養育、アルコール、生産環境）
3		あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	好病、小児の死亡率の削減 感染症、伝染病への対応 死亡率削減のための精神保健、福祉 死に至る病の低下 薬物、アルコール、たばこなどの乱用防止 交通事故の削減 有害化学物質、大気、水質、土壌汚染による死亡・後遺の減少	新型コロナウイルス感染症 飲酒、喫煙、アルコール 薬物、アルコール、たばこ、マリリア 交通事故 自動車、医療機関 関連する教育支援	心身の健康と しあわせを みんなに	医療 交通（法令遵守、施設設備、技術開発） 環境保全 上下水道整備 維持管理、水質 教育（養育、アルコール、生産環境）
4		すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	あらゆる世代に対する持続可能な社会的な教育 余の構築のための課題を把握する め、め	学校教育 生涯学習 職場での訓練 学習や教育実践の整備、機会の創出、確保	自由に学べる 環境をみんなに	教育（施設、人材、機会、内容） 学習（施設、人材、機会、内容） 教育機関（学校等）におけるカリキュラムはもとより、全世代対象の学習やOJT ^{※5}
5		ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	ジェンダー DV（ドメスティック・バイオレンス） 女性の地位の向上 機会の平等	お互いを 尊重し合おう	DV（ドメスティック・バイオレンス）への対応 ジェンダーの学習、意識、教育 女性の社会進出の取組み
6		すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	上下水道、トイレの整備、治山治水などの幅広い水政策の実施、水衛生 生態系の保護や回復	上下水道 森林環境 トイレ、その他浄化槽の整備 森林、河川、山地、湖沼、生態系	きれいな水を 今も未来も	安全な水利用環境の整備 水質としての環境保護 衛生確保の保全
7		すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	再生可能エネルギーの推進、転換	太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス	豊かな自然を 大切に エネルギーに	環境化対策として温室効果ガス削減の進捗の検討、実施 再生可能エネルギーの導入 促進（制度、情報発信）
8		包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の適切な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセントワーク）を促進する	持続可能な社会づくりのための経済成長、雇用創出や企業、ディーセントワーク ^{※6} の促進	ディーセントワーク 児童労働の撤廃 労働力増加の促進 経済圏連携 労働関係法令関連施策	働きがいのある まちをつくらう	労働、雇用、産産や企業の育成、誘致などの取組み ローカルビジネス ^{※7} 長時間労働の是正や女性・若者の活躍推進
9		強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	持続可能な社会づくりのために、レジリエント ^{※8} な産業を発展させ、災害などに強いインフラ ^{※9} を構築、整備し技術革新をする	交通、物流網 情報通信網 先端技術、理技技術、クリーン技術、資源利用技術、技術革新 科学研究 産業の持続可能性の向上	先端技術を 活用できる まちを 目指そう	輸送インフラ（運送、公共交通）検討、整備 情報通信網の検討、整備 先端技術、資源利用促進 災害に対する備え 上記による産業の強靱化

※1 ジェンダー：社会的・文化的に作られる性別「男らしく」「女らしく」「男らしく」「女らしく」など
 ※2 フェアトレード：途上国の経済的社会的に弱い立場にある生産者と経済的に強い立場にある先進国の消費者が対等な立場で行う貿易。
 ※3 HIV：ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）の略文字を取ったもの。
 ※4 DV（ドメスティックバイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力。
 ※5 ローカルビジネス：地域の活性化につながる仕事、活動。
 ※6 インフラ：インフラストラクチャーの略で、生活や産業などの経済活動を支えむ上で不可欠な社会基盤と位置づけられ、公共の福祉のため整備・提供される施設の総称。
 ※7 社会的包摂：社会が弱い立場にある人々、その一員として取り込みを促すこと。
 ※8 コンプライアンス：法令や規則、社会的規範や倫理などを遵守すること。
 ※9 OJT：On-the-Job Trainingの略称で、実際の職場環境で業務を通して行う教育訓練のこと。
 ※10 ローカルネットワーク：働きがいのある人間らしい仕事。
 ※11 レジリエント：強靱な、柔軟な、回復力のある

SDGs 解釈一覧及び奥州市版SDGs

SDGs	5P	概要	トピック	キーワード	奥州市版	アクションの例
10	10 EQUALITY 公平	国内及び各国間の不平等を是正する	・経済、性別、年齢、障害の有無、国籍、人種、宗教、性的マイノリティ等に対する不平等や差別の解消	・税制 ・社会保障 ・賃金 ・貧困、不平等の解消	市民に公平なまちづくり	・税制の適正運用、執行 ・社会保障の構築、運用 ・相談（資金、人権、差別）
11	11 PROSPERITY 豊かさ	包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	・持続可能なまちづくり ・防災に強く、歴史や文化がしっかりと守られ、そこに暮らす人々が安心して暮らせるまちづくり	・住宅、オフィスの省エネルギー、再生可能エネルギー技術の導入 ・交通インフラの整備、再エネ技術導入 ・産業物削減 ・生活インフラ ・文化、自然遺産等の保護 ・防災、減災 ・緑地や公共スペースの確保	安心と魅力のあるまちづくり	・住宅等建築物に対する助成、補助 ・再生可能エネルギーの導入 ・再生可能エネルギーに関する情報発信 ・廃棄物、3R ^{※13} ・防災、減災 ・文化財、遺跡の保護 ・持続可能なまちを構成する生活環境の構築（都市計画）
12	12 CONSUMPTION 消費	持続可能な生産消費形態を確保する	・生活で使う商品やサービスを生産、消費する方法を改めて環境負荷を減らしつつ、生活の質の向上を目指す	・食品ロス ・天然資源（化石燃料、水資源、森林資源）の消費 ・産業物削減 ・文化遺産、産品販促、持続可能な取組みを推進 ・児童、生徒への気候変動に関する教育、持続可能な発展に関する教育	丸ごと余さず使うまちづくり	・食品ロス対策 ・廃棄物削減、3Rの取組み ・エネルギー消費（製造、加工、流通、消費）の改善、革新、新発案 ・持続可能な社会、環境に関する教育、学習 ・商工業など産業部門の取組みや成果を観光やまちづくり、特色づくりなどに活用 ・提供を受けるサービスや商品の購入先のESG ^{※14} のチェック
13	13 CLIMATE ACTION 気候変動	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	・自然災害に対するレジリエントなまちづくりと地球温暖化を原因とする気候変動への対策のため温暖化対策の削減と低炭素社会へシフト	・防災、減災 ・地球温暖化 ・低炭素社会 ・温暖化対策（二酸化炭素、メタン、一酸化炭素）削減 ・気候変動に関する教育、啓発、能力開発	気候変動にちなやかなまちづくり	・防災、減災 ・エネルギー開発、需要、供給への取組み ・温暖化対策の取組と削減、実行 ・温暖化対策など各種生活環境における温暖化対策（気象）に対応した栽培技術の開発、生産における温室効果ガス削減取組み ・教育、学習、能力開発の機会の創出、人材育成
14	14 LIFE BELOW WATER 海の豊かさ	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	・漁、海洋資源、及びそこにつながる内水環境を守る	・河川、湖沼 ・産業排水 ・水圏生態系の回復、保護 ・ゴミの削減、廃プラスチックの削減	きれいな北上川を維持しよう	・下水、浄化槽の整備、維持 ・河川、湖沼など内水面における環境保全 ・ゴミ、廃プラスチックの排出削減
15	15 LIFE ON LAND 陸の豊かさ	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対応、並びに土壌の劣化の防止、回復及び生物多様性の損失を阻止する	・生物や天然資源を守る	・森林、湿地、乾燥地、山地 ・生物多様性 ・山地生態系 ・特定外来生物の駆除	豊かな森を守ろう	・生物多様性の保護、回復 ・山地、森林、回復の拠点、施策 ・保護、回復の拠点、施策
16	16 PEACE AND JUSTICE 平和と正義	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、人を支えるレベルのアクセスを確保し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	・人の権利を守る平和で公正な社会づくり	・公共的機関のコンプライアンス ・個人情報保護 ・情報セキュリティ ・あらゆる形態の暴力、搾取 ・子どもへの暴力、搾取 ・人権	誰もが安心・安全を感じられる社会	・暴力、犯罪の減少の取組み ・DV、子どもへの暴力の防止 ・個人情報等の保護 ・情報セキュリティの確保 ・透明性、公平公正が確保された行政（情報発信、制度の構築）
17	17 PARTNERSHIP パートナーシップ	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる	・新しい課題や新しい課題の解決、SDGsの推進のために様々な立場の関係者で連携する	・企業、行政、研究機関、金融、労働、メディアの連携（「産官学産労協」） ・個人、団体の連携 ・実施手段の強化	みんなが「つながる」まちづくり	・ステークホルダー ^{※15} との連携 ・グローバル ^{※16} に限らず、ローカルでも

※12 性的マイノリティ：同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のこと。

※13 3R：リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのR（アール）の総称。狭りある資源を有効に繰り返し使う社会を作ろうとするもの。

※14 ESG：環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を取って作られた言葉。ESGに配慮した取り組みを行うことは、長期的な成長を支える経営基盤の強化につながると考えられている。

※15 グローバル：地球規模であるさま。全世界にわたるさま。

※16 スターークホルダー：事業者等が活動や意思によって何らかしらの影響または利害関係が生じる相手や最終する意味で用いられる言葉。

奥州市 6 次産業化推進計画

策定 令和 3 年 3 月（令和 5 年 3 月改定）
編集 奥州市農林部農政課食農連携推進室
〒023-8501
岩手県奥州市水沢大手町 1 丁目 1 番地
TEL 0197-34-1587
FAX 0197-24-1922
